

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分基準」の一部改訂案に関するご意見に対する国土交通省の考え方について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>○ 監督処分規定内容の業務停止処分は注意を促す罰則と勘案しますが、それにしては営業停止期間が短いのではないのでしょうか。</p>	<p>頂いた貴重なご意見は、十分に検討させて頂きました。</p> <p>そもそも、住宅瑕疵担保履行法（以下「履行法」という。）は、消費者の保護を目的として制定されたものであり、宅地建物取引業者に同法の遵守を求めることは大変重要なことです。</p> <p>また、消費者の保護という履行法の目的を果たすためには、違法状態の解消に努めさせることが何より重要であると考えます。</p> <p>一方、制裁的な要素の強い業務停止の実施により当該事業者が事業継続に支障を来し、かえって履行法の目的である消費者の保護を果たせずに、その結果、消費者に被害が生じるという事態は避ける必要があります。</p> <p>以上のことを踏まえ、「基準日に必要とされる住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行わない場合」及び「不足した住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行わない場合」の標準の業務停止期間は「7日間」のままとし、「基準日の翌日から起算して50日を経過した日以降において、新たに自ら売主となって新築住宅の売買契約を締結した場合」の標準の業務停止期間は「10日間」から「15日間」へ変更することとします。</p>